

児童福祉法等の一部を改正する法律(案)【社会的養護関連部分】の主な内容

趣旨

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の報告書を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等を踏まえ、社会的養護の質・量の充実を図り、体制整備を図るため、児童福祉法等の一部を改正する。

概要

(1) 里親制度の改正

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件として一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
 - ※ 併せて、養育里親について里親手当を引き上げる。
(現行 子ども1人につき3.4万円→ 1人目7.2万円 2人目以降3.6万円加算)
- 都道府県の業務として、里親に対する支援、普及啓発等を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業(仮称)の創設

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居において要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設する。
- 養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。
 - ※ 事業に関し必要な要件として以下のような事項を検討。
 - * 養育者の要件・里親として○人以上の子どもの○年以上受託した経験を有する者、児童養護施設等での養育経験が○年以上ある者等
 - * 人員配置、設備等・家事や養育の補助を行う者の確保等

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 家庭支援機能の強化

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、施設に附置される場合だけでなく、一定の要件を満たす医療機関やNPO等、地域で相談支援を行う機関が児童家庭支援センターになることを可能とする。

(5) 年長児の自立支援策の見直し

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の支援を要する者を追加する等の見直しを行う。

(6) 施設内虐待(被措置児童等虐待)の防止

- 施設長、施設職員、一時保護所の職員、小規模住居型養育事業(仮称)を行う者及び里親等が行う暴行、わいせつな行為、ネグレクト及び心理的外傷を与える行為等を被措置児童等虐待と位置づける。
- 被措置児童等虐待を発見した者に通告義務を課すこと、被措置児童等虐待を受けた子どもが届出できること、通告や届出先に都道府県等のほか都道府県児童福祉審議会を定める。
- 都道府県等の職員は、都道府県等に通告をした者及び届出した子どもを特定させる事項を漏らしてはならないこととする。
- 通告、届出があった場合の事実確認や保護、施設の立入調査、質問、勧告、業務停止等の都道府県や都道府県児童福祉審議会が講ずべき措置等を明確化する。
- 国は、被措置児童等虐待に関する検証・調査研究を実施し、都道府県は被措置児童等虐待の状況等について公表する。

(7) その他

- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

※ 施設機能の見直しについて

- 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書(平成19年11月)において以下のとおり提言されたことを受け、厚生労働省において調査を実施するとともに、その状況や結果について同専門員会に報告しながら、検討を進める予定。

子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう現行の施設類型のあり方を見直すとともに、人員配置基準や措置基準の見直し等を含めてケアの改善に向けた方策を検討。

このような見直しを具体的に進めるためには必要な財源の確保が必要であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析することが必要。